

**【内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
子どもの貧困対策担当関係】**

1. 子供の貧困対策について

子供の貧困対策については、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定した。同法により、各都道府県においては、同大綱を勘案して、子供の貧困対策に関する計画を定めるよう努めるものとされているところだが、既にほぼ全ての都道府県において策定されている状況である。

今後は「地域子供の未来応援交付金」の活用等を通じ、地域におけるネットワークを構築し、支援を必要とする方に必要な支援を届けられるような体制づくりを行っていただきたい。

(1) 地域子供の未来応援交付金について

各地域の特性に応じた子供の貧困対策に資するよう、各地方自治体における、教育、福祉などの関係行政機関、企業、NPOなどからなる地域ネットワーク形成を支援するため、内閣府では、前年度に引き続き、「地域子供の未来応援交付金」(平成28年度補正予算)を計上し、「子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業」を実施している。

同交付金の活用に資するよう、

- ①実態調査のみの交付申請を認める、既存の実態調査の活用などにより段階を経ることなく地域ネットワークの形成やモデル事業に取り組んでもらえるようにするなど交付要件を抜本的に改善
- ②実態調査について、調査項目の分類や選択肢を含む設問の具体的な事例を周知・内閣府HPで公表（今後は交付金の優良活用事例も公表予定）など、交付金の利便性向上に努めているため、積極的に交付金を活用されたい。

【地域子供の未来応援交付金の申請状況・概要】

<http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/torikumi/koufukin/index.html>

(2) 子供の未来応援国民運動について

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等による連携・協働プロジェクトとして「子供の未来応援国民運動」を展開している。具体的には、自治体毎に支援情報を検索できるサイトの提供や民間資金による「子供の未来応援基金」などを行っている。地域における企業や住民の参画が、国民の力を結集した国民運動の発展には欠かせないため、学校や民間の企業・団体とも連携し、

①基金をはじめとする国民運動への御協力について周知いただくこと
②地域のN P O等による活動を含めた支援情報と当事者をつなぐこと
③自治体と地域におけるNP0や企業等との顔の見える関係を築くための交
流の機会を設けていただくこと（内閣府では、3月に横浜、札幌、京
都でフォーラムを開催予定）
に是非とも取り組んでいただきたい。

子供の貧困対策について —自治体の皆様へのお知らせと御協力のお願い—



平成29年2月
内閣府子どもの貧困対策担当

政府におけるこれまでの子供の貧困対策

政府における子供の貧困対策

| | |
|-------|---|
| 平成25年 | 6月26日 子どもの貧困対策の推進に関する法律 公布（全会一致で可決成立） |
| 平成26年 | 1月17日 子どもの貧困対策の推進に関する法律 施行 8月29日 子供の貧困対策に関する大綱 閣議決定 |
| 平成27年 | 4月2日 子供の未来応援国民運動 発起人集会 ○ 子供の未来応援国民運動趣意書を採択 ○ 総理から、ひとり親家庭の自立支援等のため、政策パッケージの策定指示 10月1日 子供の未来応援国民運動 始動 ○ ホームページ（支援情報ポータルサイト、マッチングサイト等）の開設、子供の未来応援基金への募金受入れ開始（10月19日に発起人会議を開始し、協力の呼びかけ） 11月26日 「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策－成長と分配の好循環の形成に向けて－」をとりまとめ 12月21日 「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト(すぐそporte・プロジェクト)」を子どもの貧困対策会議にて決定 |
| 平成28年 | 6月2日 「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定 7月14日 「第1回子供の貧困対策に関する有識者会議」を開催 8月1日 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第7条に基づき「子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況」を公表 11月8日 子供の未来応援国民運動 一周年の集い |

政府が実施する主な子供の貧困対策(実績及び今後の展開)※下線部分については平成29年度より実施予定

教育の支援

- ▶ 幼児教育の段階的無償化(①生活保護世帯や、ひとり親の市町村民税非課税世帯は、全ての子供が無償、②市町村民非課税世帯や、ひとり親の低所得世帯(年収約360万円未満相当)は、第2子以降は無償、③全ての世帯の第3子以降は無償、④そのほか、所得に応じ保護者負担の軽減を図るとともに、第2子については保護者負担を第1子の半額)
- ▶ 奨学金制度の充実(①給付型奨学金制度の創設(H29年度は一部先行実施)、②無利子奨学金の低所得世帯の子供たちに係る成績基準を実質的に撤廃、③返還月額が卒業後の所得に連動する所得連動返還型奨学金制度を導入 等)
【今後の展開】(大学等奨学金事業)給付型奨学金について、H30年度より本格実施
- ▶ スクールソーシャルワーカー(学校における福祉の専門家)の配置増(H27年度予算2,247人 ⇒ H29年度予算案5,047人)
【今後の展開】H31年度までに全ての中学校区(約10,000人)に配置
- ▶ スクールカウンセラーの配置増(H27年度予算24,000校 ⇒ H29年度予算案26,000校)
【今後の展開】H31年度までに全ての公立小中学校(27,500校)に配置
- ▶ 地域未来塾(地域住民の協力やICTの活用等による原則無料の学習支援)の拡充(H27年度実績約1,800カ所 ⇒ H29年度予算案約3,700カ所)
【今後の展開】H31年度までに5,000中学校区(全中学校区の約半分)に拡充
- ▶ 生活困窮世帯の子どもへの学習支援(H27年度300自治体で実施・利用実績約2万人 ⇒ H28年度423自治体実施)
【今後の展開】H31年度までに年間3万人(実人数)に提供

生活の支援

- ▶ ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業(居場所づくり)(ひとり親家庭の子供に対し、放課後児童クラブ等の終了後に、基本的な生活習慣、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子供の生活の向上を図る) 【今後の展開】可能な限り早期に年間延べ50万人分提供
- ▶ 生活困窮者自立相談支援事業
(保護者への生活支援として、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐ)
- ▶ 児童養護施設等の入所児童が18歳(措置延長は20歳)で措置解除された場合でも、引き続き22歳の年度末まで支援を行う事業を創設

する
保護者
支援方
方に
の対

- ▶ 高等職業訓練促進給付金(ひとり親家庭の親が、看護師等の自立に効果的な資格を取得するため養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費負担を軽減するために給付金を支給)
【今後の展開】当該給付金を受給して資格を取得した者に占める就業者の割合を毎年度90%以上にする(H26年度89.0%)
- ▶ 高等職業訓練促進資金貸付事業(ひとり親家庭の親が上記給付金を活用する場合、入学準備金50万円・就職準備金20万円を貸付け、修学を容易にする。卒業から1年以内に就業し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において5年就労継続の場合返済免除)
- ▶ 自立支援教育訓練給付金(自治体が指定した教育訓練講座修了時に経費の一部を支給)

支援
経済的

- ▶ 児童扶養手当(H28年度に多子加算部分を第二子加算額を5千円から最大1万円へ、第三子以降の加算額を3千円から最大6千円へ増額)
【今後の展開】児童扶養手当の支払い方法、より確実な養育費の確保の仕組み等について、関係省庁などで検討中
- ▶ 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付制度(施設退所後、就職する者については家賃相当額、進学する者については家賃相当額に加え生活費が貸付の対象。また、施設入所中の児童等については就職に必要な資格取得のための費用が貸付の対象となる。これらの貸付は、一定期間就業を継続すること等により返済免除。)

※上記に加えて、社会全体での支援の推進のため、地域子供の未来応援交付金の創設(H27年度補正24億円、H28年度補正10億円)、子供の未来応援運動の推進(支援情報の発信等)がある。

地域子供の未来応援交付金

地域における子供の貧困をとりまく課題



この街には貧困の状況にある子供は
どれくらい居るのか?
どういう生活を送っているのか?

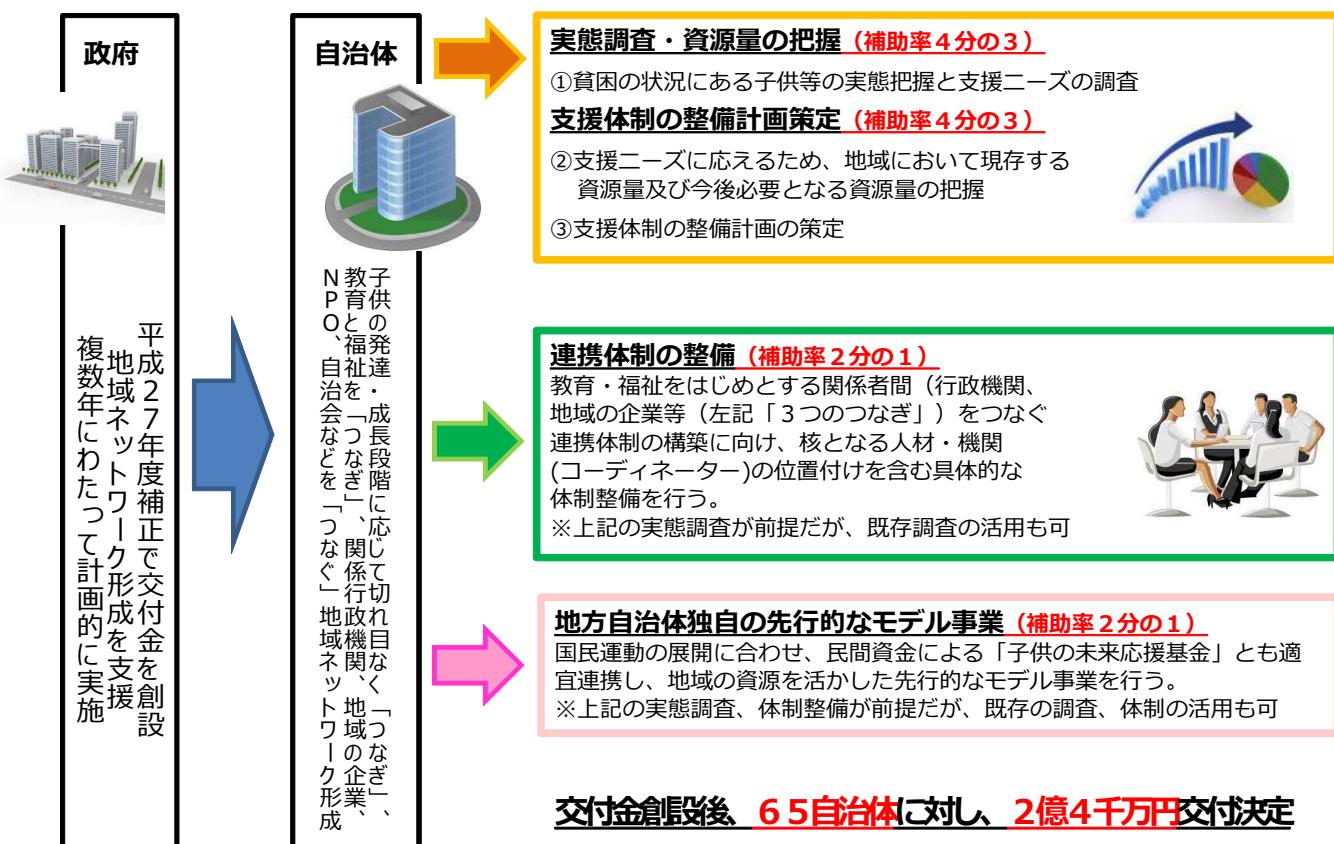
支援を行うにしても、実態が分からないと
どのような支援を行つていいのか分からない



生活が苦しくてもどこに相談に行けばいいの?
近くでこども食堂や学習支援はやっているの?

子供の貧困が大きな問題になっているけど、
自分にも何かできることはないだろうか?

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業（地域子供の未来応援交付金） 【28年度補正：10億円】



これまでの交付金の活用自治体（平成28年12月20日現在）

○都道府県：12

北海道、福島県、群馬県、新潟県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、岡山県、香川県、高知県、鹿児島県

○市区町村：53（うち、政令指定都市7）

| | |
|-------------------------------------|-------------------------|
| (北海道) 札幌市 | (岩手県) 盛岡市 |
| (秋田県) 秋田市、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、横手市、潟上市、三種町 | |
| (福島県) 福島市、矢吹町 | (埼玉県) 富士見市、小川町 (千葉県) 柏市 |
| (東京都) 足立区、北区、町田市、日野市 | |
| (富山県) 高岡市、黒部市、砺波市、南砺市 | (石川県) 能美市 |
| (静岡県) 浜松市 | (愛知県) 新城市、豊橋市 (三重県) 名張市 |
| (滋賀県) 彦根市 | (京都府) 京都市 |
| (大阪府) 大阪市、堺市、寝屋川市、能勢町、枚方市、箕面市、八尾市 | |
| (兵庫県) 西宮市 | (奈良県) 奈良市、平群町 (鳥取県) 鳥取市 |
| (広島県) 尾道市 | (山口県) 宇部市 (香川県) 宇多津町 |
| (福岡県) 福岡市、北九州市、うきは市、八女市 | |
| (佐賀県) 武雄市、嬉野市 | (宮崎県) 日南市、日向市、えびの市、高鍋町 |

交付金の活用方法の弾力化について

これまで

①と②がセットで、必ず下記のような順に行わなければなりませんでした。

- ①実態調査・資源量の把握
②支援体制の整備計画策定 → ③連携体制の整備 → ④地方自治体独自の先行的なモデル事業



28年度補正では

①だけを実施することが可能になりました（②がセットではなくなりました）。
①～③については既存のものがあれば、次のプロセスへ進めるようになりました。

例えは・・・

調査だけでも行う場合

- ①実態調査・資源量の把握

既存の計画がある場合

- ①実態調査・資源量の把握 → ②連携体制の整備

既存の連携体制がある場合

- ①実態調査・資源量の把握 → ④モデル事業

調査項目の具体的な事例について

(1) 貧困の状況にある子供や家庭の支援ニーズの所在を把握するための調査するもの

ア 教育の支援に関する調査項目

- 登校状況、勉強時間・場所、学校の勉強の理解度、希望学歴と見込まれる学歴（ギャップの理由）
- 子供の放課後の過ごし方
- 教育関連の支出で負担に感じるもの
- 子供の進学に関する不安
- など

イ 生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援に関する調査項目

- 子供を養育する世帯の構成、住居の状況、学歴、就業の状況、世帯のおおよその収入など
- 親子の会話の時間・内容、学校生活の満足度、子供の悩み事、子供の自己肯定感
- 子供の食事
- 子供の入浴習慣、起床就寝時間
- テレビ、ネット等を使用する時間
- 子供のう歯の状況、医療機関のかかり方、子供の健康状態
- など

（上記に加えて、家庭や子供の具体的な状況を調査するもの）

- 支払い滞れや購入できなかった経験の有無
- 子供の物品、生活環境の充足度

(2) 自治体で実施している施策の認知度、利用度、利用意向に関する調査項目

・施策に関する情報収集の方法を把握

（例）インターネット、学校からの連絡、自治体の広報誌、窓口担当者など、どこから支援情報を入手しているかについて調査項目に盛り込む

・公的相談体制に関する認知度・利用度・利用意向の把握

（例）子供の貧困に関する悩み事をどこ（誰）に相談するか（家族・親戚や地域の住民のほか、児童相談所、教育相談所、民生委員、子育て支援センター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど）を調査項目に盛り込む

・経済的支援などの認知度・利用度・利用意向を把握

（例）生活保護、児童扶養手当、就学援助、各種貸付金、資格取得支援、医療費助成、幼稚園・保育所・認定こども園の利用者負担額の減免、給食費減免、放課後児童クラブ負担金減免、奨学金、住宅支援（入居支援、家賃補助）、就職支援、事故、病気などの際の子供の一時預かり、家事支援、就業体験など各種体験活動、悩み事等の相談、離婚・養育費の相談・支援、相談窓口のワンストップ化、民生委員等地域の支援などの認知度・利用度・利用意向を調査項目に盛り込む

・自治体が今後実施しようとしている施策の利用意向の把握

（例）無料又は安価で、食事の提供、学習支援、悩み事の相談などを受けることができる居場所に対するニーズの有無、望ましい開催頻度、時間、設置場所などを調査項目に盛り込む

※項目ごとの具体的な設問については、内閣府HPに掲載。

http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/torikumi/koufukin/chousa_jirei.html#needs_chousa

地域子供の未来応援交付金スケジュール（案）

| 交付決定 | 日程 | |
|-----------------------------------|-------|----------|
| 第6回目 ※2月議会に29年度当初予算を計上する地方自治体 | 1月16日 | 交付申請受付開始 |
| | 2月 9日 | 交付申請締切 |
| | 5月半ば | 交付決定予定 |
| 第7回目 ※6月議会に29年度補正予算を計上する地方自治体 | 4月下旬 | 交付申請受付開始 |
| | 5月下旬 | 交付申請締切 |
| | 8月上旬 | 交付決定予定 |
| 第8回目 ※ 9月議会に29年度補正予算を計上する地方自治体 | 7月下旬 | 交付申請受付開始 |
| | 8月下旬 | 交付申請締切 |
| | 10月上旬 | 交付決定予定 |

子供の未来応援国民運動

子供の未来応援国民運動と主要事業

子供の貧困対策大綱（抜粋）

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、各種支援情報等の収集・提供や子供の貧困対策に関する優れた取組等に対する表彰事業の実施、民間資金を活用した支援など官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。また、このような取組や既存の制度・施策等について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解と協力の下に子供の貧困対策を国民運動として展開する。

法律及び大綱に基づき、国民の力を結集して
全ての子供達が夢と希望をもって成長していく社会の実現を目指し
子供の未来応援国民運動を始動

子供の未来応援基金

子供の貧困対策を「慈善事業」にとどまらず、「未来への投資」と位置づけ、寄付金をはじめとする企業や個人等からの提供リソースを基金として結集し、草の根で支援を行っているNPO等に対して支援を行う「未来応援ネットワーク事業」等を行う。

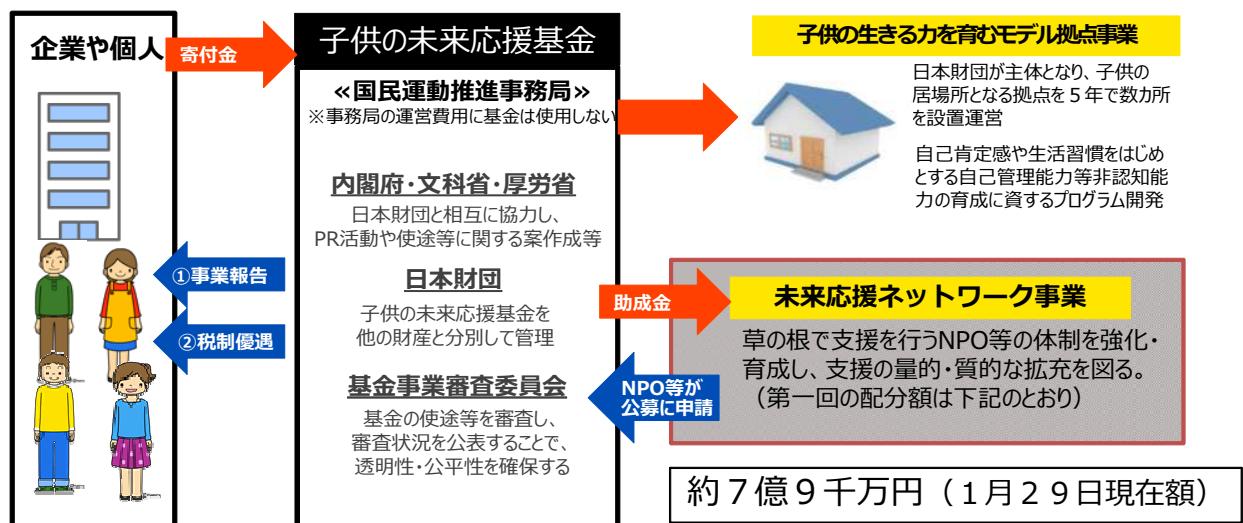
支援活動と支援ニーズのマッチングサイト

CSR活動等を行う企業等の支援リソース(こういった支援が出来るという登録)と、NPO等が抱えているニーズ(こういった支援が欲しいという登録)の双方を掲載し、相互に検索できるようにすることで、マッチングさせる仕組みを構築する。

支援情報ポータルサイト

国、都道府県、市区町村等が行う子供の貧困対策(支援情報)を一元的に集約した上で、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる総合的なポータルサイトを整備。

子供の未来応援基金の全体像



- 535団体から申請のあった事業の中から、①計画性、②連携とその効果、③戦略的な広報、④継続性の観点等から審査を行い、86団体を採択することになった。
- 支援総額は約3億1500万円であり、1団体当たり平均約367万円を支援する。（事業類型別の整理は右のとおり）

| | |
|--------------------------|----|
| 様々な学びを支援する事業 | 28 |
| 居場所の提供・相談支援を行う事業 | 17 |
| 衣食住など生活の支援を行う事業 | 18 |
| 児童養護施設等の退所者を支援する事業 | 8 |
| 児童又はその保護者の就労を支援する事業 | 3 |
| 里親又は特別養子縁組の斡旋を実施又は支援する事業 | 1 |
| その他、貧困の連鎖の解消につながる事業 | 11 |

子供の未来応援基金による支援先団体（28年度）

御協力いただいた基金は、草の根で活動するNPO等を育て、地域において、応援のネットワークを創るために活用しています。

基金の支援により、 全国各地のNPOなどが活動中!!



企業による支援の広がり（自治体でも同様の取組が可能）

（株）クオカード・（株）ポプラ社

■基金への寄付付きのQUOカードの販売を通じて、ご支援をいただいている。カードデザインは「かいけつゾリリ」が起用されています。
(平成28年7月～)



QUO
株式会社 クオカード

ポプラ社

日清食品ホールディングス(株)

■従業員参加型のCSR活動(チャリティーウォーク)を通じてご寄付いただきました。(平成28年7月)



タマホーム(株)

■全国の237店舗において、通年で募金箱とポスターを設置いただいている。
(平成28年6月～)



TamaHome®

ANAホールディングス(株)

■機内誌「翼の王国」(28年7月号)に記事を掲載していただきました。



（株）ウイッシュボン

■寄付付き商品としてお菓子「横濱みらい」を販売いただいている。
(平成28年10月～)



古本を活用した御寄付の手法（子どものみらい古本募金）

- 読み終えた本などをお送りいただくと、株式会社バリューブックスによる買取金額（査定額）が、本を送られた方のお名前で「子供の未来応援基金」に全額寄付される仕組みを創設
- 詳しくは専用ホームページをご覧ください (<http://www.books-kodomonomirai.jp>)

・寄付の仕組み



・内閣府でも、古本等による寄付を募りました！



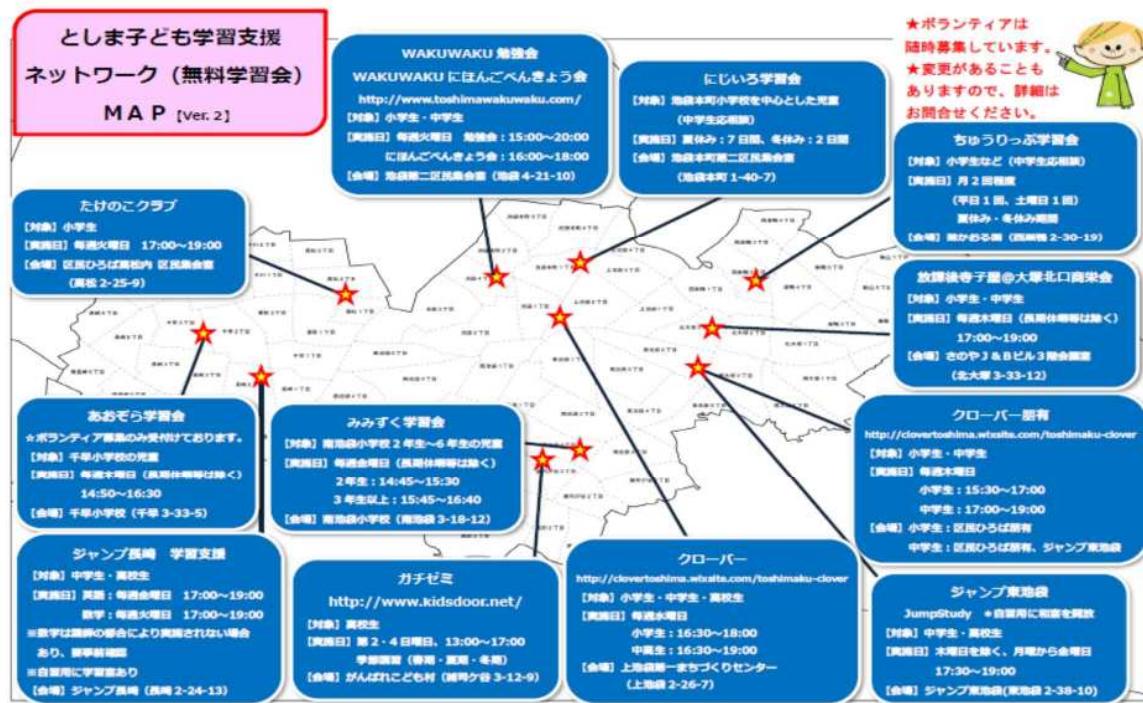
→ 411点が集まり、約15,000円寄付しました。

豊島区におけるネットワークづくり①

- 豊島区には学習支援拠点が区内12カ所、こども食堂が9カ所。
- 29年1月15日には、としまWAKUWAKUネットワーク等と共に「こども食堂サミット2017」を行うなど、顔の見えるネットワークの構築に尽力されている。

豊島区におけるネットワークづくり②

- ▶ こども食堂サミット2017などでは、こども食堂等が行政に求める支援として、支援を必要とする住民にしっかりと情報を届けること、支援者同士の連携を促すことが挙げられており、こども食堂や学習支援について、図のようなMAPが作成され、区役所で配布される等、地域資源の見える化、情報の発信が行われている。



自治体の皆さんにお願いしたいこと（まとめ）

| | |
|------------------|---|
| 地域におけるネットワークの構築等 | <ul style="list-style-type: none">◆学校、社会福祉法人、民間の企業・団体など、あらゆる地域資源の活用を考えて、地域の実情にあった取組を行っていただく。◆府内の他部・他課の支援についても紹介できる体制を整えるなど、全庁的な体制整備に取り組んでいただく。◆地域のこども食堂や学習支援の場などの具体的な支援をリーフレット等によって周知いただくなど、支援を必要とする方に必要な支援が届く努力を行っていただく。 |
| 交付金の活用 | <ul style="list-style-type: none">◆地域におけるネットワーク構築等のため交付金を活用していただく。<ul style="list-style-type: none">・ネットワークの中心となるコーディネーターの配置や、連携会議や研修の開催などを通じ、顔の見える関係をつくり、支援を必要とする方に必要な支援を届けられるような体制づくりに取り組んでください。・実態調査だけでも交付金が活用できます。 |
| 基金への協力 | <ul style="list-style-type: none">◆広報紙やホームページ等により基金について周知していただく。◆府舎をはじめとする自治体の施設等に募金箱や寄付付き自販機等を設置いただく。◆基金による支援の公募の際には、管内のNPO等に情報提供をしていただく。◆支援先の団体と連携を図っていただく。 |
| 国民運動のPRへの協力 | <ul style="list-style-type: none">◆フォーラム等の開催により、地域で官公民を巻き込んだ関係構築を目指していただく。 ※ 政府としては3月に横浜（2日）、札幌（12日）、京都（16日）でフォーラムを開催予定。◆企業ロゴ入りポスターを掲出し、地域の企業の行動を促していただく。 |